



## 第35回 同窓会への遺贈と相続税

ぶぎん地域経済研究所 顧問税理士

杉山 秀夫 (関東信越税理士会大宮支部)

大井賀津子 (関東信越税理士会川越支部)



今年2月に父が亡くなりました。相続人は私と母、弟の3人で総遺産額は約2億円です。父は、母校の同窓会へ同窓会館建設資金として2,000万円を寄贈する旨の遺言を公正証書で残していました。

同窓会では父からの遺贈を受けてくださり、先日手続きが完了しました。遺産総額(2億円)は基礎控除額(4,800万円)を超えているので相続税の申告が必要だと思いましたが、この場合、寄附した財産も申告額に含めるのでしょうか。また、同窓会に税金はかかるのでしょうか？

そもそも公共性のある同窓会館建設の資金なので非課税にはならないのでしょうか？



今月も相続税についてのご質問ですが、今月のご質問は遺贈により相続財産を寄附した場合の課税関係と非課税財産についてです。

### 1. 相続税の原則的納税義務者

相続税の納税義務者は、原則として、相続又は遺贈により財産を取得した「個人」であり、この「個人」とは「自然人」をいうとされています。

自然人とは、法律により権利義務の主体となる「法人」に対する言葉ですが、自然人である個人を納税義務者に行っているということは、原則として法人を含め団体は相続税の納税義務者にはなりません。

しかし、相続税の納税義務者を自然人である個人だけにすると相続税の軽減や回避が図られるおそれがあることから、これを防止するため、相続税法では特定の団体・法人を個人とみなして相続税の納税義務者としています。

### 2. 個人とみなされる団体・法人

次の団体・法人は相続税法で個人とみなされ相続税の納税義務者となります。

(1)代表者若しくは管理者の定めのある人格のない社団若しくは財団(以下「人格のない社団等」といいます。)

イ. 二人以上の者が一定の目的を達成するために結合した集団を「団体」といいますが、この団体が法律に基づき設立され、我々自然人と同じように権利義務を与えられ、法的に人格を得た集団を「法人」といいます。

ロ. 一方、同じように二人以上の者が一定の目的を達成するために結合した集団でも、法的に人格が与えられない、つまり権利義務の主体とならない団体があります。

このような団体を「人格のない社団等」といい、町内会、PTA、同窓会などがあります。

ハ. この人格のない社団等は法人格もなく個人でもないため、この団体のご質問のように多額の財産の提供を受けた場合に、何らの課税もされないことは、税負担の公平の見地から適当ではないので、相続税法により個人とみなして、相続税が課税されます。

(2)持分の定めのない法人

イ. 定款等又は法令の定めにより出資者等が当該法人

の出資に係る残余財産の分配請求権又は払戻請求権を行使することができない法人などを「持分の定めのない法人」といい、一般社団法人、一般財団法人、持分の定めのない医療法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、宗教法人等があります。

ロ. この持分の定めのない法人に対して被相続人から遺贈により財産の提供があった場合において相続人らの相続税が不当に減少する結果となると認められるときは、この法人を相続税法により個人とみなし、相続税が課税されます。

ハ. 「不当に減少する結果となる」とは、形式的には被相続人から法人へ遺贈により財産提供があっても、相続人らがその法人を私的に支配し、その法人の施設又は余裕金を私的に利用するなどその法人から特別の利益を受けており、相続人らが遺贈に係る財産を相続したのと同様の効果があると認められる場合をいいます。

このような場合には、法人が相続税の納税義務者となりますが、それ以外の場合は納税義務者とはなりません。



### 3. 相続税の非課税財産

相続税法では、相続や遺贈により取得した「金銭に見積ることができる経済的な価値のあるすべての財産」が課税対象となります。しかし、これらの財産の中には社会政策的見地や国民感情への配慮などから相続税を課税しない方がよいと考えられるものがあり、非課税財産に関する規定が設けられています。

この非課税財産のひとつに、「宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う一定の者が相続又は遺贈で取得した財産で、当該公益を目的とする事業の用に供することが確実なもの」があります。

この「一定の者」とは専ら次の事業を行う者です。

- ①社会福祉法第2条（定義）に定める社会福祉事業
- ②更生保護事業法第2条（定義）に定める更生保護事業
- ③児童福祉法第6条の3に定める家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業

④学校教育法第1条（学校の範囲）に定める学校を設置し、運営する事業

⑤その他の宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業で、その事業活動により文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するところが著しいと認められるもの

この相続税における公益事業用財産の非課税制度は、相続又は遺贈により財産を取得した者自身が上記①～⑤の公益事業を行う者に該当し、取得した財産を相続開始の日から2年以内にその公益事業の用に供することにより適用されます。

したがって、当該財産が相続税の申告期限において未分割の場合は、公益事業を行う者が取得という要件を欠くことになり非課税制度は適用できません。

また、2年以内に公益事業の用に供されなかった場合、又は供されなくなった場合は、取得した時の時価で相続税の課税価格の計算の基礎に算入されます。

### 4. ご質問の場合

ご質問ではお父様が遺言で同窓会へ2,000万円寄附されています。同窓会は人格なき社団等に該当すると思われしますので、2,000万円は相続人ではなく、同窓会が個人とみなされ、同窓会に相続税がかかります。

また、ご質問に「公共性のある同窓会館建設の資金なので非課税にはならないのでしょうか？」とありましたが、上記3で見たように相続税における公益事業用財産の非課税制度は、高い公益性が求められ、また取扱いも厳格です。同窓会館建設は同窓会のためではありますが、その建設により「公益の増進に寄与するところが著しい」とはいえないので非課税財産には該当しません。

さらに詳しくお知りになりたい方は、武蔵野銀行の各支店の窓口、ぶぎん地域経済研究所までお問合せください。

